

常総市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

令和7年11月21日

常総市監査委員 松野浩之

常総市監査委員 茂田信三

## 令和7年度 隨時監査結果報告書

### 第1 監査執行者

常総市監査委員 松野 浩之  
常総市監査委員 茂田 信三

### 第2 監査の対象

令和6年度に商工観光課が執行した事業のうち次のもの

- ・使用料について
- ・補助金、奨励金及び助成金等について
- ・委託事業について
- ・上記を除く100万円以上の業務について

### 第3 監査の方法及び期間

事前に調書及び関係資料の提出を求めて事務局職員による予備調査を行ったうえで、所属長及び関係職員の聴取を行い、監査を実施した。

監査期間は、令和7年9月17日より同年11月18日として実施した。

### 第4 監査の結果

今般の監査は、商工観光課所管の全事業より一部を対象として、提出された資料等を用いていることから、全ての事業、資料等を精査できたわけではないが、対象とした事業においては、予算、関係法令等に則り、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

しかしながら、なかには関連法令に則らない運用がなされているものが見受けられた。また、改善や検討を要するものも見受けられたため、各事業の指摘及び留意事項について記載した。なお、改善は要するものの軽微な事項については、口頭や提出資料に別途資料を添付する等にとどめ、記載を省略している。

記載を省略した事項を含め、今般の監査において指摘等を行った内容については、いずれも実効性のある措置を講じ、次年度予算措置を含め速やかな対応を望むものである。

#### 1) 共通事項

全体をとおしての共通事項としては、事業実施についての起案書の取扱いについて、情報公開区分は、常総市文書管理規定第21条第3号、常総市情報公開条例第7条及び第

8条に基づき設定するところ、誤って設定されているものが多く見受けられた。個人情報や法人情報については、詐欺等に悪用される危険があり、慎重な取扱いが必要である。根拠法令を見直し、適切な管理に努められたい。

また、一部の支出処理において、支出額の確定から負担行為決議票の入力に1か月以上経過しているものが見受けられた。常総市会計規則第42条（別表第3）において、一部の支出を除き、支出負担行為として整理する時期を“支出決定のとき”または“契約を締結するとき”としている。少額の消耗品のように支出決定と請求が同一である場合や、光熱水費や単価契約等の請求があるまで額の確定が行えない等の場合を除き、額の決定後は速やかに負担行為決議票を入力し、決議を得ること。

## 2) 収入（使用料）について

収入としては、各種行政財産使用料、吉野公園使用料が主たるもので、申請書類及び減免申請書類等と照合したところ、いずれも適正額の収入であることを確認した。

## 3) 補助金について

補助金については、その交付について条例や要綱等に照らし合わせ、交付対象が適切か、その手続きに誤りはないか、実績報告書に記載の内容より補助金が適正に活用されたか等について監査を行った。なお、令和6年度に交付のなかった補助金（常総市創業・新事業展開支援補助金、創業経営革新支援補助金）については、対象外とした。

監査を行った事業（金額を問わず、補助金として支出したもの）

- ・地域活性化事業支援補助金
- ・空き店舗活用事業補助金
- ・商工会補助金
- ・商店街街路灯管理費補助金
- ・中小企業退職金共済制度加入促進補助金
- ・わくわく常総生活実現事業補助金
- ・観光物産協会補助金
- ・花火大会補助金

調査書類

起案書及び添付書類一式、申請者提出書類一式、請求書、財務会計システム

○ 支出について、いずれも請求書受領後、遅滞なく決定額の支払いが行われていることを確認した。

○ 一部の交付申請書において、記載不備や添付漏れが見受けられた。また、一部の請求書において、要綱の定めと異なる様式を使用しているものや、他の補助金様式のもの、請求金額誤り及び記入漏れが見受けられた。提出を受ける際には、不備のないよう指導し、適正な書類を受領すること。

#### 4) 奨励金及び助成金等について

奨励金及び助成金等については、その交付について条例や要綱等の根拠法令に照らし合わせ、交付対象が適切か、その手続きに誤りはないか、交付した奨励金及び助成金等が適正に活用されているか等について監査を行った。なお、負担金については、根拠法令等がなく、予算措置、通知及び請求書による支払いのみのため、支出処理が適正に行われているかについて監査を行った。

監査を行った事業（金額を問わず、奨励金及び助成金として支出したもの）

- ・企業立地奨励金
- ・雇用拡大奨励金
- ・雇用促進奨励金
- ・企業活動推進奨励金
- ・工業懇話会奨励金
- ・技能習得奨励事業助成金
- ・街路灯管理費負担金
- ・研修会出席負担金
- ・茨城貿易情報センター負担金
- ・茨城県工業団地立地推進協議会負担金
- ・水海道地区雇用対策連絡会負担金
- ・全国和装産地市町村協議会負担金
- ・シン・いばらきメシ総選挙参加負担金
- ・いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金

調査書類

起案書及び添付書類一式、申請者提出書類一式、請求書、財務会計システム

- 支出について、いずれも請求書受領後、遅滞なく決定額の支払いが行われていることを確認した。
- 企業立地奨励金及び雇用拡大奨励金においては、共通の要綱により運用し、常時雇用者数を要件にするため、常時雇用者は雇用期間の定めのない者かつ雇用保険第4条第1項に規定する被保険者であることを定義としているが、申請書添付書類に有期雇用者を含むものが一部見受けられた。国が雇用契約上期間を定めていても、雇用を継続する意思がある場合には、常時雇用者としてよいとしていることから、申請企業への聞き取りにより同様の意思を確認できた場合には、本奨励金でも同様に扱っているとのことだが、申請を希望する企業に平等に機会提供を図る意味でも、要綱を見直し、最新の状態で運用すること。
- 企業活動推進奨励金では、交付要綱第4条において、申請期限を“別に市長が定める日まで”としているが、期日を定めず運用していることから、期日管理について整理すること。また、実績報告書について、領収証の写し等が保管されておらず、補助金の充当先を確認することができなかった。補助金支出の適否については、領収証等の根拠資料により、補助金の趣旨に則った活用であることを確認し、対外的に説明できるよう整理及び保管すること。  
なお、一部の使途において、“市長が特に認めるもの”として充当しているものが見受けられた。その場合には、あらかじめ内規等を定め適否を補完すること。

## 5) 委託事業について

委託事業については、事業実施の可否に係る決裁（起工）過程や、契約関連書類、成果品等の状況、及び支出状況について、手続きに誤りはないか、支出は適正に行われたか等について監査を行った。なお、定期監査では100万円以上の委託業務を対象としており、今般の随時監査では対象金額を拡充のうえ監査を行った。

### 監査を行った事業（金額を問わず、委託契約（請負含む）したもの）

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| ・まちなか再生事業委託               | ・まちなか再生事業チラシ印刷業務委託    |
| ・イベント開催委託料（子育て世代への意見聴取業務） |                       |
| ・木製オーダードア作成業務委託料          | ・市町村金融事務委託            |
| ・火災報知器等保守管理業務委託           | ・通話録音機設置委託            |
| ・AI教育支援業務委託               | ・まちづくりコンソーシアム運営支援業務委託 |
| ・吉野公園管理業務委託               | ・吉野公園草刈り業務委託          |
| ・浄化槽保守点検委託                | ・水質検査委託               |
|                           | ・モンスズメバチ巣駆除           |

### 調査書類

起案書及び添付書類一式、契約書（請書）及び届出書類一式、成果品等、請求書、財務会計システム

- 支出について、いずれも請求書受領後、遅滞なく契約額の支払いが行われていることを確認した。
- 着手届や完成届、工程表といった契約に付隨する書類について、確認できない業務が一部見受けられた。受領漏れのないよう必要書類を確認のうえ、適正に管理すること。

## 6) 2～4を除く100万円以上の業務について

定期監査では、500万円以上の対象費目に係る契約及び支出について監査を行っているところ、今般の随時監査では、対象金額を100万円以上とし、対象費目を絞らずに行った。なお、定期監査での対象費目は、需用費（修繕料）、工事請負費、原材料費、財産購入費、備品購入費、補償補填及び賠償金としている。そのため、本項目については、500万円を超える工事請負費のあすなろの里AIモビリティ走路環境整備工事以外は、定期監査の対象としていないものであり、今般の随時監査での特筆した項目となる。

監査内容としては、書類は適正か、手続きに誤りはないか、支出は適正に行われたか等を基本とするが、項目により趣旨の大きく異なるものであることから、可能な限りすべての書類の提出を受け、事業の正当性を含め監査を行った。

監査を行った事業（委託及び各種補助金等を除く 100 万円以上のもの）

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| ・あすなろの里 AI モビリティ走路環境整備工事 | ・駐車場保護柵改修工事 |
| ・市民の広場トイレリース料            | ・敷地借上料      |
| ・たばこ売上功労金                | ・へらぶな代      |

調査書類

起案書及び添付書類一式、契約書（請書）及び届出書類一式、請求書、  
財務会計システム ※ 可能な限りすべての書類の提出を求め監査を実施した。

- 支出について、いずれも請求書受領後、遅滞なく契約額の支払いが行われていることを確認した。
- 敷地借地料については、合算による財務会計システム処理のため、個別の契約では 100 万円未満のものもあわせて確認したところ、一部の土地賃貸借契約書において、収入印紙の貼付漏れが見受けられた。地方自治体の発行する文書については、非課税文書に該当するため、市が相手方に渡す契約書には貼付の必要はないが、市が相手方から受領・保管する契約書には、金額にあわせて収入印紙の貼付が必要となる。収入印紙を貼付した契約書が相手方の保管となっていないか確認するとともに、貼付漏れであることが明らかな契約書については印紙税法に従い速やかに対応されたい。
- たばこ売上功労金については、たばこの売上が市の収入（たばこ税）につながるとして、販売を促進するため、または促進したことに対して、功労金の形でたばこの小売業者へ支出するものである。同様の功労金や奨励金等については、2009 年政府税制調査会によって、奨励金の金額の大きい市町村への不正な申告及び市町村間の不正な税収移転の温床となり不適正であるとされたところである。

翌 2010 年の法改正で、地方税法第 485 条の 14 に一定額以上のたばこ税の納付（見込みを含む）を条件とした補助金や反対給付のない給付金等の交付を禁止とする条項が盛り込まれた。地方財政法第 2 条第 1 項の「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない」との規定を鑑みれば、たばこ売上功労金については徴税上の問題を孕み、近年の健康福祉の観点からも見直しが必要ではないかと考えられる。

特に本事業においては、たばこ小売業者の共同体にたばこ売上功労金を交付しているが、補助金等の標準的な運用とは異なり、領収書の提出や実績報告を求めていない。このため、たばこ売上功労金についてはその使途や費用効果などが不明瞭であることから、たばこ売上功労金の交付についてはその必要性を改めて検討したい。

## 7) その他について

上記の1から5に該当しない監査項目として、報酬及び会計年度任用職員に係る賃金等と備品の管理状況について確認した。いずれも適正な支出及び書類整備がなされていることを確認した。

## 第5 監査結果に関する意見

今般の隨時監査では、商工観光課の業務内容について、関連法令の順守や業務の適正執行を主として指摘することとなった。

社会の多様化を受け、行政へのニーズもますます多様化することが想定され、目まぐるしく変化する社会情勢へ柔軟に対応することは、今後も必須であることが想像に難くない。昨今、自治体職員による不祥事も多く報道されており、その内容も多岐にわたっている。しかし、悪意によるものを除くと、その原因となる部分は複雑化、煩雑化した業務において、少数の職員が個人の力量に基づき業務にあたっていることに起因している場合が多い。職員個人の事務処理能力の向上や法令等知識の習得は当然に求められることではあるが、自治体職員に当然に求められる関連法令の遵守や業務の適正執行の維持は、職員個人や特定の部署だけの問題ではなく、全庁で取り組むべき課題でもある。

この課題に対応するためには、全庁的に内部統制の不断の見直しを図り、その有効性を高める必要がある。

内部統制とは、組織を安定的に運営するために、さまざまなリスク要因を把握し、それに適切に対応するための体制を構築する仕組みである。

令和2年度から、都道府県および指定都市には内部統制の体制整備と方針策定が義務付けられているが、市町村については同制度の円滑な導入状況を踏まえ、当面は努力義務にとどめられている。

このため、常総市においても現在は内部統制の整備が「努力義務」とされている。

今般の監査により明らかとなった課題についても、内部統制はその改善に資する有効な手段となることが期待される。

業務プロセスの効率化および最適化を通じて、故意による不正の防止や誤謬の是正を図る仕組みとして、内部統制が適切かつ効果的に機能する組織体制の構築に努められたい。